

四複齋茜第23号
令和2年5月28日

齋場施設利用者 各位

四市複合事務組合
馬込齋場長 白土 太
しおかぜホール茜浜齋場長 矢島 明彦

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る齋場施設利用について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言発令に係る齋場施設利用について、令和2年4月10日付け四複齋茜第11号及び令和2年5月1日付け四複齋茜第16号により、宣言が解除された場合であっても、取り扱いを令和2年5月31日まで延長する旨通知したところです。

令和2年6月1日からは、宣言が令和2年5月25日をもって解除されたことから、政府から示された「新しい生活様式」を踏まえ、下記のとおりとしますのでご協力をお願いします。

なお、取扱いを見直す場合は改めて通知します。

記

1. 施設全般について

- ・来場される方の人数をなるべく少なくするようご配慮ください。例えば家族葬などもご検討ください。
- ・葬家や参列者同士が密集しないよう座席の配置を工夫する等、間隔をあけるようご配慮ください。
- ・手洗いの徹底、マスクの着用を含む咳エチケット等に努め、施設内に設置する手指消毒剤をご利用ください。
- ・齋場施設内での会話は可能な限り真正面は避け、大声を出さないようご配慮ください。
- ・新型コロナウイルス感染症の患者と濃厚接触の疑いのある方や発熱など体調の悪い方は来場を控えてください。
- ・諸室での換気を行うため、冷暖房が十分でないことがありますので、衣類による調整をお願いします。
- ・馬込齋場の控室に設置しているポット、湯呑等については休止します。必要の際は売店にお声がけください。
- ・しおかぜホール茜浜待合室及び式場控室の急須と湯呑については、利用を休止します。
- ・施設使用料の支払いについては、葬祭業者を通じての支払いも可能とする取扱い

とします。

- ・通夜振舞及び火葬に係る控室及び待合室での飲食は可能ですが、多人数での会食は避けるようにしてください。また、特別な事情のない限り大皿料理は避けて、料理はできるだけ個々に提供するようにし、お酌やグラス等を利用した回し飲みも避けるようにしてください。

2. 火葬について

- ・新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方（検査中の方など）の予約については、葬祭業者を利用する場合は、葬祭業者を通じて行ってください。葬祭業者を利用しない場合は、直接斎場へ電話にて行ってください。
※いずれの場合であっても、予約については通常のとおりと変更はありませんが、施設利用における変更点がありますので、予約の際にお伝えいたします。
- ・火葬に係る待合室及び控室の利用については20名程度までをお願いします。

3. 遺体保管室及び霊きゅう自動車について

- ・新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方（検査中の方など）の利用については、利用する葬祭事業者又は各斎場にご確認ください。
- ・霊きゅう自動車を利用する際の遺族の同乗は全て休止とします。

※新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方（検査中の方など）の施設利用について、通常のとおりと異なりますので、利用する葬祭事業者又は各斎場にご確認ください。

問合わせ先

馬込斎場 047-438-1151

しおかぜホール茜浜 047-409-9270